

令和 7 年 8 月 6 日からの大雨に伴う電気料金の特別措置について

令和 7 年 8 月 6 日からの大雨災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
弊社は、このたびの災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のうち、お申し出いただいたすべてのお客さまに対して、電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

災害救助法の適用地域については、内閣府による「令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる災害救助法の適用について」に準じて更新されます。最新情報については、「[内閣府発表_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。

2025 年 8 月 18 日時点での特別措置の対象地域については、以下の通りです。

記

< 災害救助法の適用地域 >

【石川県】 金沢市

【鹿児島県】 薩摩川内市・曾於市・霧島市・姶良市

【山口県】 宇部市

【熊本県】 熊本市・八代市・玉名市・上天草市・宇城市・天草市・下益城郡美里町

玉名郡玉東町・玉名郡長洲町・上益城郡甲佐町・八代郡氷川町

※適用となる地域は内閣府発表の市町村及び隣接の市町村となります。適用となる市町村の詳細については内閣府の発表を参照ください。上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

< 特別処置の内容 >

① 支払期日の 1 ヶ月延長

2025 年 7 月分※、2025 年 8 月分、9 月分、および 10 月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から 30 日目）を 1 ヶ月間延長いたします。

※2025 年 7 月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象

② 不使用月の電気料金の免除

災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から 6 ヶ月間に限り、電気料金を申し受けません。

③ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2026 年 2 月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

< 特別処置の申込み方法 >

この特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社エフエネ お客様サポートセンター

電話番号：0570-011-663（音声案内にそって、番号の 5 を押してください）

営業時間：10：00 ～ 17：30（土日祝を除く）

以上